

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

(臨時第4回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第70号

令和2年第4回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月26日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和2年11月30日 午前10時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	山 路 有
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	井 藤 稔

○応招しなかった議員

(な し)

第4回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程（第1号）

令和2年11月30日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 60 号 日吉津小学校情報機器購入（1人1台端末整備）業務物品売買契約について
- 日程第 4 議案第 61 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 62 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 63 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 64 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 発議第 9 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 60 号 日吉津小学校情報機器購入（1人1台端末整備）業務物品売買契約について
- 日程第 4 議案第 61 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 62 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 63 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 64 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 発議第 9 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 森 彰	書 記	森 下 瞳
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	高 田 直 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	小 原 義 人	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	西 珠 生		

午前 10時00分 開会

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番、長谷川康弘議員、2 番、山路有議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長より答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 60 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、議案第 60 号日吉津小学校情報機器購入（1 人 1 台端末整備）業務物品売買契約についてを議題としたいと思えます。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 60 号日吉津小学校情報機器購入（1 人 1 台端末整備）業務物品売買契約について、提案理由を申し上げます。

日吉津小学校情報機器購入業務の契約につきましては、令和 2 年 9 月 1 日に指名競争入札を実施し、鳥取県米子市両三柳 328 番地、株式会社ケーオウエイ、表取締役小西慶太氏が落札したところであります。

予定価格が 700 万円を超える財産の取得又は処分を行う契約の場合、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条により、議会の議決が必要となっておりますが、この契約は議決されずに締結を行っていたことが判明したものでございます。

このままの状態であれば契約無効となりますので、改めて議会の議決を頂くことにより、業務を進めることができることから議決を賜りたく、提案させていただくものでございます。

これら議決を得ることなく契約を行ったことは、事務処理を行うにあたり関係法令等の認識を欠いていたことに起因したものであり、行政運営上あってはならないもので、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

今後は、職員の意識強化を図るとともに、手続きを徹底するなど方策を講じ、このようなことが起

こらないよう取り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第 60 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（井藤 稔君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。まずこの契約と申しますか、備品購入についていくつかお伺いしたいと思います。この説明資料で申しますと 1 ページのところに購入備品の概要とありますけれども、ちょっと確認ですが、いわゆる児童が使うコンピューターということですが、タブレットにキーボードをつけたような感じのものなのか、あるいはもともとのパソコンなのかこの辺をちょっと教えていただきたいと、それからもう 1 点は各家庭のネット環境とかみたいなことの問題があると思うんですが、たとえばモバイル Wi-Fi みたいなものをこの中には購入にあつて、それを適切に各家庭で利用するのか、まあそのあたりのことをおおむねどういうふうにするのかということをお伺いしたい。

それから学習用の有償ソフトウェア 5 種類とありますが、一つ一つは結構なんですけど、特にギガスクールを進めるにあつて、特徴的なソフトウェアについて少し補足説明をいただきたいと思ひます。

それからちっちゃいことですが、消耗品について具体的にはどういったものなのか。いうことをちょっと触れていただきたい。

それからいろいろありますけれども、この業務にあつて導入の後いわゆる業者さんとのメンテナンスとか、保証期間とかそういった点についてはどういふふうな契約になっているのかということなんです。それとも関連しますが、履行期間が 12 月 15 日ということになっていますが、たとえばどういふふうな形で完了になるのか、何か試行して見て完了とか、その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

それからこの契約内容と別にもう一点、今回のこの議決案件であつたものが前後していたということでありまして、こういったことは本村の場合は、備品購入はそんなに多額なものはないので起こりうる問題だと思ひていますが、今後に向けてたとえば、条例改正の場合には総務課がチェックするとか、入札とかする場合の一定のルールみたいなものがあつて、それを担当課から直ではなくて、どつか総務課あたりが一応、その担当がチェックするというふうなことがあつた方が、今後のためにはいいんじゃないかなと思ひますけれども、その辺についての今後の考え方を 1 点、ご回答なり現状の認識をいただきたいと、以上であります。

○議長（井藤 稔君） 前田議員の方に確認させていただきますけれども、合計 7 点ということによ

ろしいですか。それでは答弁を求めたいと思います。

横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、タブレットのキーボードについてのご質問がございましたが、今こちらで計画しているものはソフトカバーとかねてキーボードが付いているものを計画しております。ですから、たとえば持ち運びなどで落とした時にも、パソコンを保護できるようなカバー、それにキーボード自体がついている形状それを考えております。それによって、パソコンを守るだけでなく、実際にキーボードを使った入力なども対応できるようにということで計画をしました。

それから2点目ですが、備品に含まれるところというのでモバイルルーターのことも質問がございましたがWi-Fi、であったりモバイルルーターについては、この備品の中には含まれておりません。それで今後の活用としましては、特に学校の教育活動の中でタブレットパソコンを使用して、個別に対応する学習を進めていくこと、これが中心になると思いますが、これまでにありますように臨時休業が起こった時には、たとえば家庭でつながる状況あるいはヴィレステひえづや、その他にもネットワーク環境が整った施設等もありますので、そういったところも活用しながら、学びを止めないような方法もできるのではないかなということも期待しております。

それから備品に含まれるところで、ソフトについての質問等もございました。ソフトについては学校の外に出て使うためには、パソコンには当然フィルタリングソフトの導入も必要になりますので、そのフィルタリングソフトを中心に、学習に使うソフトが中心となります。特にはその学習ソフトとあって、さまざまな教科を管理するソフトはもちろんですが、映像に特化したソフトであったりとか、画像処理等使えるもの、それから先生と生徒が情報をやり取りをするためのソフト、というふうな形で学習に使える内容のものが中心となっております。

それからメンテナンス、保証については、これまでもパソコンは学校にも整備をさせていただいておりますので、それと合わせて引き続き、たとえば道具を持ってきて終わりということではなくて、もちろんそのさまざまなソフトを設定していただくだけでなく、その後の接続等の問題であったり、そういったことにも対処いただくようお願いをしております。

完了については、12月15日というふうなことでお伝えさせていただいておりますが、もちろん接続のテスト等も全て終えて、各教室、学校の施設内全てWi-Fi環境が整った状況をつくっておりますので、それらどの教科で使っても問題なく、ネットワークを使いながら子どもたちが学習できる状況ができるところで完了というふうと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 消耗品の関係はどうですか。

○教育課長（横田 威開君） 消耗品の関係、ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。現在、起工伺い等については、総務課を通して村長まで決裁をしております。まああの、なかなかこの700万以上というのがない状況の中では、今回こういうことが起こってしまいましたので、議決案件であるか否かの表示覧というのも設けてそこをチェックするように、今後、気を付けていきたいなという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えいたします。消耗品についてですが、それぞれのこどもたちの1人1台端末を整備すると合わせて、それらを充電して使える状況を作るその必要があります。それで、ネットワークのキャビネット充電保管庫等は、ネットワーク環境整備の方では行っているんですが、充電に必要なアダプターであったり、それからそのケーブル等が必要になります。これが大きな消耗品の部分になります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 確認ですけれども、このコンピューターは要するにコロナ対応で家でも5、6年生がやれるとか、そういったところまではまだ想定はされていないということなんじゃないかな。今の答弁を聞いてると、そういうことではなくて、学校内あるいは場合によっては公共施設等でやると、そういう想定の内ということではよろしいのでしょうか。その辺を1点確認いただきたい。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えいたします。休業時にはお家に持ち帰って、もちろんネットワーク環境が整わないといけません、家庭でも使うというふうなことを想定しています。これについては6月の臨時議会でも、3年生以上の家庭環境も整っていない部分については、なんとかフォローしていきたいというふうなことをお話し申し上げましたが、休業時には家庭でも使うということを想定して準備しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） じゃあ、先ほどのモバイルのWi-Fiとかそういったものは入っていないというのは、ここでは入っていないけども業務としてはそういうものも想定していると、別途その辺の必要性については対応するというのでいいわけですね。わかりました。

それから、質問したところのメンテナンスとか保証期間というのがあったので、わたしの意図とし

てはですね、各家庭に持ち帰った時に普通の管理上、壊れたりとか調子が悪かったりですね、そういったものが、たとえば1年なら1年とか、当分の間とか、そういうね、児童が持って行った時の何か補証みたいなことが、あるのかないのかということ、ちょっと伺いたかったので、その辺で何か補足があればいただきたいと、よろしくをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。1人1台端末これの保険に一応加入をしております。その保険でなんとか対応をというふうにも考えておりますが、ただ保険だけで対応できない時もあると思いますので、現時点、この数量220台としておりますが、児童数よりもちょっと多めに購入をしております。もし保険で対応できなかった時の予備として購入しておりますので、それで対応したいと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号 から 日程第7 議案第64号

○議長（井藤 稔君） お諮りします。日程第4から日程第7までは、いずれも人事院勧告に伴う条例の一部改正ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって日程第4、議案第61号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第62号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第63号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第64号日吉津

村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 61 号から議案第 64 号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 61 号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。10 月 7 日の人事院勧告に基づく、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴い、一般職に準じて期末手当を 0.05 月引き下げるため、条例を改正するものでございます。

併せて、議案第 62 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についても、議案第 61 号と同様の改正でございます。

次に、議案第 63 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。10 月 7 日の人事院勧告に基づく、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴い、期末手当を 0.05 月引き下げるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 64 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、ご説明申し上げます。会計年度任用職員においては、日吉津村職員の給与に関する条例を準用しておりますが、翌年度からの適用とするため、条例を改正するものでございます。

以上、議案第 61 号から議案第 64 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各議案ごとに行います。議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 61 号の採決をします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

次、議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 62 号の採決をします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

次、議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 村長に伺います。この改正をするにあたってですけれども、職員との交渉というか話し合いというのはなされましたでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。一応、組合の方とお話をしております。で、これで決定ということでさせていただきました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。議案第 63 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の討論をさせていただきます。

令和 2 年 10 月 7 日の人事院勧告に基づいて、今回職員について期末手当の引き下げを行うということでございます。民間事業所における昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、公務員について年間の期末手当 0.05 を引き下げるとしたものでございます。

これを地方公務員、本村の職員にも適用するというものですが、民間事業所、医療機関などでは新

型コロナウイルス感染症の影響で、今年の夏季一時金は減額や支給されないところもありました。テレビ、新聞で大きく報道されましたが、特に医療従事者の方々は大変な思いをされてきたと感じております。

では、公務員はいいのかということではありません。国民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務に当たられています。景気対策のためにも、職員の生活を守るためにも賃上げが基本でございます。ですが、この度は、コロナ対策にあたり村職員組合も村当局との話し合いのもと、おもい決断で妥結をされたと伺いました。この度は期末手当引き下げについて、住民の感情も鑑み一般職員の期末手当の引き下げに賛成するものであります。

以上討論とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので討論を終わります。

これから議案第 63 号の採決をします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第 64 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。議案第 64 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

今年度から制度化された会計年度任用職員の一時金の減額に、同時に提出をされておりますので、その件について討論をいたします。

この度は減額がございませんが、来年 4 月から減額となっております。会計年度職員は村職員と比較すると大変低い給与に設定がされております。そして 1 年ごとの申請、そして雇用をされている身分でございます。平素は会計年度職員も村職員と同様に村民のサービスの担い手として働かれています。こういうことを鑑みて来年度、令和 3 年 4 月 1 日からの引き下げには、もともと低い賃金の上に一時金を引き下げるということについてでありますので、これについては認めることはできません。日吉津

村会計年度任用職員費用弁償に関する条例を改正し、一時金が引き下がらないようにするべきと考えます。こういう観点からの反対でございます。

以上、討論とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 次、賛成討論を許します。賛成討論はありますか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。わたくしは議案第64号について賛成の立場で討論いたします。先ほど反対討論がありましたけれども、わたしは当事者の立場を考えるならば、今この社会の中で、つまりコロナで非常に給与等が減額される中で、この会計年度職員がされないということは、逆にこの立場にいる方は非常に世間的な立場からも気持ち的にも、そうした立場の方を考えると、気が引ける思いにわたしは逆になるのではないかというふうに考えます。

給与に見合った削減率ですので、わたしは理解されるものと思っております。

以上で賛成の立場の討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第64号の採決をします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（井藤 稔君） 起立多数と認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第9号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（井藤 稔君） 日程第8 発議第9号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 発議第9号、令和2年11月30日、吉津村議会議長井藤稔様。提出者日吉津村議会運営委員長三島尋子。

日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項、第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2

項の規定により、提出します。

提出の理由、令和2年10月7日に報告された人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い期末手当の支給率を0.05引き下げるものでございます。内容につきましては別添条例改正をご覧いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（井藤 稔君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和2年第4回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員